別表六(六)の記載要領第１号(1)中「第42条の12の６第２項（革新的情報産業活用設備」を「第42条の12の５の２第２項（認定特定高度情報通信技術活用設備」に改め、同号⑥を同号⑦とし、同号⑤を同号⑥とし、同号④中「第42条の５第２項又は第３項」を「第42条の５第３項」に改め、同号④を同号⑤とし、同号③中「(3)に」を「(4)に」に、「第42条の４第１項、第３項、第６項若しくは第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除)、第42条の11の２第２項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第42条の12の３第２項若しくは第３項」を「第42条の12の３第３項」に、「第17条の２第２項若しくは第３項」を「第17条の２第３項」に改め、同号③を同号④とし、同号②の次に次のように加える。

(3)　所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12第１項若しくは第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)、第42条の12の２第１項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除)、第42条の12の５第１項（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除）又は第42条の12の６第２項（革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定

別表六(六)の記載要領第11号中「「㉖」から「㉘」まで」を「「㉕」から「㉗」まで」に、「別表六(十三)の記載要領第３号、別表六(十五)の記載要領第４号、別表六(十六)の記載要領第４号、別表六(二十三)の記載要領第３号及び別表六(二十四)の記載要領第４号」を「別表六(十二)の記載要領第２号、別表六(十四)の記載要領第４号、別表六(十五)の記載要領第４号、別表六(二十二)の記載要領第３号及び別表六(二十三)の記載要領第４号」に改める。

別表六(六)付表の表中「別表六(十三)「20」」を「別表六(十二)「４」」に、「別表六(十五)「19」」を「別表六(十四)「19」」に、「別表六(十六)「21」」を「別表六(十五)「21」」に、「別表六(二十三)「19」」を「別表六(二十二)「19」」に、「別表六(二十四)「20」」を「別表六(二十三)「20」」に、「別表六(二十八)「25」」を「別表六(二十九)「25」」に改める。

別表六(七)の表中「当期償却費総額の10％相当額 (5)×10/100」を「当期償却費総額基準額 (5)×10又は30/100」に改め、同表の記載要領第四号③中「第27条の12の５第13項第２号ロ」を「第27条の12の４の２第13項第２号ロ」に改め、同号を同第五号とし、同第三号を同第四号とし、同第二号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

２　「当期償却費総額基準額 (5)×10又は30/100 (6)」の欄は、令和２年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「10又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は30」を消すこと。

別表六(八)の表を次のように改める。